

第50回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 平成30年10月31日（水）16時00分～17時00分

場 所 生駒市役所 403・404会議室

【出席者（敬称略）】

〔委 員〕 下村敏博、吉川正史、村岡悠子、中村幹雄、藤澤清二、岡島保弘、松岡克己、
森脇誠司

〔事 務 局〕 総務部長：大西清隆、総務課長：西田幸彦、同課課長補佐：飯島武暢、
同課主幹：立田久美子、同課主任：塚美代子

【議 題】

- 1 【諮問案件1】 生駒市個人情報保護条例の一部改正について（総務課）
【諮問案件2】 生駒市情報公開条例の一部改正について（総務課）
- 2 その他

【審 議 事 項】

- 1 【諮問案件1】 生駒市個人情報保護条例の一部改正について（総務課）

〔審議経緯〕

生駒市個人情報保護条例の一部を改正することについて、前回の審議会で審議された条例改正案の概要を基に個人情報保護条例の具体的な改正案である新旧対照表が示され、その内容について総務課より説明を受けた。

○概要

- ・ 個人情報の定義の明確化について（条例第2条第1号）

個人情報の定義の明確化のため、「個人情報」とは「個人に関する情報」であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」及び「個人識別符号が含まれるもの」のいずれかに該当するものであるとし、「その他の記述等」を具体的に定義するとともに、指紋データや旅券番号等の「個人識別符号」の定義を導入する。

- ・ 要配慮個人情報について（条例第2条第5号）

本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を「要配慮個人情報」として定義する。

- ・ 個人情報取扱事務の届出等について（条例第6条）

個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときにあらかじめ届け出なければならない事項に「要配慮個人情報」を追加する。

○質疑

Q 「個人識別符号」の定義が「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）」では独立した定義規定であるが、条例案では他の定義の条文の途中で規定されているが、どういう違いがあるか。

A 「行政機関個人情報保護法」では、非識別加工情報に関する条文に「個人識別符号」が引用されているので独立した規定になっているが、今回の条例案では定義規定のみの追加であるためこのような形式になっている。非識別加工情報に関する条例改正の際には独立した定義規定に改正する予定である。

Q 要配慮個人情報の定義を条例独自で規定しなくてもいいのか。

A 条例独自で規定すると、「行政機関個人情報保護法」が改正された場合、その都度、条例改正が必要となるため、「行政機関個人情報保護法」の規定を引用している。

Q 個人情報の漏えい等に対するセキュリティ対策について規定しなくてもいいのか。

A 条例第3条（実施機関等の責務）に「実施機関は、この条例の目的を達するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。」と規定しており、それを受けて「生駒市情報セキュリティポリシー」を策定し、その基準に沿って個人情報の適正な取り扱いを行っているため、条例に具体的なセキュリティ対策について規定する必要はないと考えている。

【諮問案件2】生駒市情報公開条例の一部改正について（総務課）

[審議経緯]

生駒市個人情報保護条例の一部改正に基づき、生駒市情報公開条例の個人情報の定義の改正について具体的な改正案である新旧対照表が示され、その内容について総務課より説明を受けた。

○概要

- ・ 「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の改正に倣い、生駒市個人情報保護条例における個人情報の定義を改正することから、生駒市情報公開条例における個人情報の定義を同じ内容で改正する。

2 その他

次回の審議会を平成30年11月29日（木）午後2時から開催することを確認した。

3 閉会